

新しい分野の開拓を応援します！

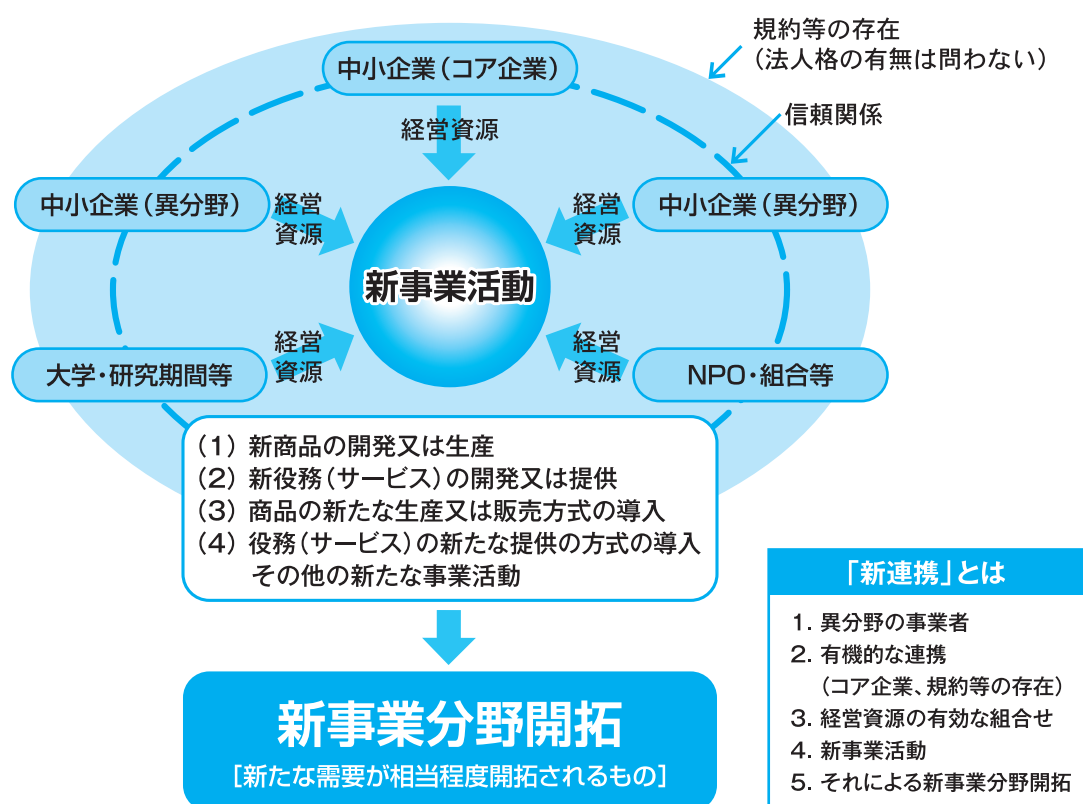
中央会ではご相談から申請までお手伝いします。

『新連携の支援』

平成17年に施行された中小企業新事業活動促進法では、既存の支援策に加え、中小企業の異分野連携を促進するための施策を新設しました。当該新施策は法律上、「異分野連携新事業分野開拓」と規定され、通称「新連携」と呼ばれています。

「新連携」とは、「複数の中小企業が連携体を組み、技術・ノウハウの綿密な『組み合わせ』を通じて、柔軟にお互いの強みを相互補完しながら高付加価値の製品・サービス等を創出すること」と定義されます。

連携体には、中小企業のみならず、大学、試験研究機関、中堅・大企業、公設試験研究所、NPO等も参加することは可能ですが、連携内でリーダーシップを発揮し、事業連携の中核となる中小企業（コア企業）が必要です。



新連携では補助金のほか、さまざまな支援メニューを用意しています。

・ 補助金等

①中央会：300千円×6件 《事業費(450千円)の2/3の支援を行います》

②国関係：事業化・市場化支援事業(上限30,000千円)と連携体構築支援事業(グループ化:上限5,000千円)があります。(いずれも2/3の補助)

・ 個別支援チーム(戦略会議事務局など)による継続支援を行います。

・ その他低利融資や税制上の優遇措置などが可能となります。

中央会では、相談から連携体構築、調査研究、開発、国への認定申請、認定後のフォローアップまでお手伝いします。本会では、現在まで2件の認定を支援致しました。